

多目的ホールご利用にあたってのお願い

- ① 定員は 302 名です。定員を超えての入場はできませんのでご注意ください。また、立ち見もご遠慮ください。プロジェクター等を客席内に設置する場合は定員まで入れられない場合があります。緊急時に備えて非常口・避難経路は主催者で必ずご確認ください。開演中は非常口に避難誘導員の配置をお願いします。
- ② 利用時間は「準備・リハーサル・本番・片づけ」等を含めた時間です。また「準備・片づけ」には「舞台・音響・照明」の設営・チェック等も含まれます。利用内容により「準備・片づけ」の時間は変わりますので、申し込み時の利用時間にご確認ください。また、タイムスケジュール作成の際には「開場時間・開演時間・終演時間」に十分ご注意ください。準備や片づけに必要な時間等はホール担当者までお気軽にご相談ください。
- ③ ホールには舞台専任スタッフが 1 名ついています。内容に応じて最大 2 名で対応することができます（要打合せ）。「舞台・音響・照明」はスタッフが準備や操作をいたしますが、場合によっては主催者側で手配をお願いする場合があります。また、ホールスタッフが行ったオペレート等に対する苦情や賠償は、当センターでは負えません。
- ④ ホールご利用の場合、関係者の方のみホール搬入口駐車場をご利用いただけます。希望する場合は、ホールスタッフまでお申出ください。搬入口駐車場は、ホール利用時間外は閉鎖いたします。また、搬入口からホール内への出入りは、搬入・搬出時のみとし、リハーサル・本番時等は音漏れ防止のため、閉鎖します。
- ⑤ 利用時間外の荷物・持込み機材の保管は原則お受けできません。仕込み状態を維持するために泊め置く場合、盗難・紛失・損傷などがありましても当センターは一切責任を負えません。
- ⑥ 館内にはゴミ箱のご用意はありません。全てお持ち帰りいただきますようご協力お願い致します。
- ⑦ ホール内の備品の無断使用はお断りいたします。必要な場合はホール担当者の了解を得てから使用してください。使用した備品は使用前の状態に戻してください。また、施設・付属設備・備品などをき損・汚損・滅失した場合は、必ずセンター職員に届け出てその指示に従ってください。故意または過失による損害については利用者の責任において現状復帰、もしくは弁償していただく場合があります。
- ⑧ ピアノ調律は主催者で手配してください。ただし、整音・整調は禁止します。やむなく整音・整調を希望する場合、センターで指定する調律師に依頼してください。基準ピッチは 442Hz です。それ以外のピッチに変更した場合は、利用時間内に基準ピッチに戻してください。
- ⑨ 施設をき損・汚損あるいは漏水する恐れのある場合は、予め養生をしてください。
- ⑩ 使用者は許可を受けた目的以外に施設等を利用することはできません。
- ⑪ ホールの使用权の譲渡・転貸は認めません。
- ⑫ 使用者側の人的、物的の事故については、すべて、使用者の責任とし、当センターは一切賠償いたしません。必要な場合は、使用者側で保険に加入してください。
- ⑬ 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあるときは使用できません。

禁止行為及び許可申請について

【禁止行為】

① 舞台・客席床面の紙粘着テープ・セロハンテープ・両面テープの使用

布ガムテープ、養生テープ、ビニールテープ、リノテープは使用可能です。
ただし、テープ等を貼れない場所もありますので、使用の際にはスタッフに確認してください。

② 客席通路及び非常口・消化設備付近に障害物の設置

可動席を設置の際、避難経路確保のため十分なスペースを確保してください。
客席の通路は避難経路も兼ねておりますので、ビデオカメラ等の設置はできません。また、通路を塞ぐ行為も禁止です。

③ 消防法で定められた危険物の持ち込み

④ 補助犬（盲導・聴導・介助・救助）以外の動物の入館

⑤ 舞台上及び客席内での飲食・喫煙

ペットボトルなどの蓋の閉まる容器は持ち込み可。ただし、施設及び備品を汚損した場合はクリーニング代を請求させていただきます。

⑥ 多目的ホール外で楽器や歌の練習などで大きな音をだすこと

音楽室・スタジオ研修室・演習室などを予約の上ご利用ください。

【事前に申請が必要な場合】

① 舞台上での演出による「喫煙・裸火・スモークマシン・クラッカー等の火薬類」の使用

施設の設備の仕様上煙感知器を切ることができません。スモークマシンなど煙を発生させる場合、煙感知器が作動することがあるため、煙の量には十分注意してください。

■提出書類：「禁止行為解除承認申請書」・「催物概要資料」・「裸火・危険物等の仕様書」
「禁止行為を行う場所を明記した平面図」・「避難経路図」各2部

流山市消防本部 予防課 ☎04-7158-0270

② 物品の販売を行う場合

販売を行う場合、流山市役所生涯学習課にて申請を行ってください。その場合、施設利用料・付属設備使用料は2倍となります。許可の下りた申請書は利用日までに生涯学習センター1F受付まで提出してください。

■提出書類：「販売行為等許可申請書」・「催物概要資料」 1部

流山市役所生涯学習課 ☎04-7150-6106

③ コンサートや演劇で音楽を使用する

コンサートや演劇などで音楽を利用するためには、利用許諾や使用料の支払い等の手続きが必要になる場合があります。入場料が有料の場合、演奏者に報酬が支払われる場合、プログラム等に歌詞や楽譜を掲載する場合などには、手続きが必要です。入場料が無料の場合でも手続きが必要な場合があります。詳しくは下記の場所にお問い合わせください。

■申請先：(社)日本音楽著作権協会(JASRAC)東京イベントコンサート支部 ☎03-5157-1162

利用日までの準備について

- ① 催物の案内状やポスターには、主催者の連絡先を明確に掲載するようお願いいたします。電話番号の間違いには十分ご注意ください。また催し物内容や駐車場の案内など、主催者で責任をもって対応してください。 ※当センターへ問い合わせがないようお願いいたします。
- ② 事前打合せ 当日の進行と準備を円滑に行うため、「利用打合せ」をさせていただきます。利用日の1ヶ月前を目途にご来館いただき、ホール担当者と進行や使用する付帯設備（ピアノ・マイク・照明等）について打合せを行います。打合せ日時についてはホール担当者と調整し決めてください。
 - 打合せ時に必要な書類など
 - 進行表（タイムスケジュール）×2部・プログラム×2部・仕込み図等、当日の運営に使用する図面や表などをできるだけ持参してください。
 - 舞台・音響・照明等の外部業者を手配する場合は、利用日の1～2週間前には仕込み図等の資料を送付の上、電話にて打合せをしてください。
- ③ 利用前の準備
 - 会場設営（客席可動席の設置も含む）・入場者の受付・会場案内・場内外整理・カゲアナピアノ調律師など開催に必要な人員は主催者にて手配してください。
 - 催事に必要な看板・事務用品などは主催者で用意してください。
 - 必要に応じて、期日までに関係機関への届け出をお願いいたします。
 - A「販売行為許可申請書」、B「禁止行為解除申請書」、C「音楽著作使用許諾申込書等」

※A・Bは写しをセンターに提出してください。

利用日当日について

- ① 1階受付に「利用許可書」を提示してください。利用時間までホール内には入場できません。
- ② 前日に設営をしていたとしても、当日機器の動作確認・安全確認のため、30分程度の時間をいただいています。それらの準備ができるまで、客席開場はご遠慮ください。
- ③ 開場時間前に入場者が多数来館されることが予想される場合は、開場整理員を早めに配置し、来場者の整理に努めてください。
- ④ ホール利用者及びお客様が持込みされる物品・貴重品等はホール利用者で管理してください。
- ⑤ 使用後は原状回復・ゴミや忘れ物の有無を確認のうえ、時間内に退館してください。
- ⑥ 館内で火災報知器が作動した場合や緊急地震速報および震度4以上が想定された場合、館内に緊急放送が入ります。放送中は安全上の理由から音響機器が使用不可になります。安全が確認でき次第復旧いたします。また、当館は避難所に指定されているため、災害時避難所になった場合は利用を中止させていただきます。
- ⑦ 最終日は、退館する前までに付帯料金をお支払いください。

以上のルールを理解し、承諾した上で施設を使用してください。
ルールに反した使用をした場合、使用許可の取り消し又は使用中止になる場合があります。